

過疎対策事業債は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う、同法第14条第1項に定める出資及び施設の整備事業並びに同条第2項に定める事業の財源として発行が認められている地方債（町債）となります。

今回ご質問いただきました「①何に使われるのか？」につきましては、別添の「利根町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」（令和3年9月議会定例会可決）に掲げられている事業の財源として活用しております。

なお、令和4年度に活用した事業は別紙【令和4年度過疎事業債活用事業】のとおりです。

次に、「②一部に偏って使われていないか？町民の皆さんにとって有効なものに使われているのか？」ということですが、こちらにつきましても、「利根町過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）」（令和3年9月議会定例会可決）に掲載の事業となります。

当町は、今後も人口減少、少子高齢化の進展、公共施設やインフラ施設の老朽化などの影響で、町民の生活を支えるさまざまなサービスの持続可能性に影響が生じることが懸念されることから、過疎対策事業債を活用して過疎地域持続的発展計画に掲げられている事業の遂行を目指しており、町全体の発展に繋がるものであります。

なお、町では、地方債（町債）を活用する場合は、将来世代にあまり負担を先送りしないように、現在世代との受益と負担のバランスを考慮しながら財政運営に取り組んでおります。

今後も町政運営にご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

【参考資料】「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（抜粋）

（過疎地域の持続的発展のための地方債）

第十四条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道（融雪施設その他の道路の附属物を含む。）、農道、林道及び漁港関連道

二 漁港及び港湾

三 地場産業の振興に資する施設で政令で定めるもの

四 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

五 観光又はレクリエーションに関する施設

六 電気通信に関する施設

七 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

八 下水処理のための施設

九 一般廃棄物処理のための施設

十 火葬場

十一 公民館その他の集会施設

十二 消防施設

十三 保育所及び児童館

十四 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園（同法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。別表児童福祉施設の項において同じ。）をいう。）

十五 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設

十六 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

十七 診療施設（巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。）

十八 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

- 十九 市町村立の専修学校及び各種学校
- 二十 図書館
- 二十一 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅
- 二十二 地域文化の振興等を図るための施設
- 二十三 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で政令で定めるもの
- 二十四 前各号に掲げるもののほか、政令で定める施設

2 前項に規定するもののほか、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域持続的発展特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に掲げる経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 市町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資若しくは施設の整備又は過疎地域持続的発展特別事業の実施につき過疎地域の市町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることのできるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。